

香川県報



第 93 号

平成 16 年

11月24日(水曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

保安林の指定予定の通知

（みどり保全課）

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定

（健康福祉総務課）

生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出

（ ）

●平成四年香川県告示第八百二十二号（丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市及び東かがわ市における民生委員協議会の区域）の一部改正

（ ）

介護保険法の規定による事業者の指定

（長寿社会対策課）

●香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領

（土木監理課）

香川県証紙の売りさばき人の変更

（会計課）

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告

（経営支援課）

土地改良事業の適否決定（二件）

（土地改良課）

土地改良区の役員の変更の届出

（ ）

告示

香川県告示第七百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年十一月二十四日

香川県知事 真鍋 武紀

一 指定に係る保安林の所在場所

小豆郡内海町苗羽字坂ノ山甲三二二、甲三一五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（一）次のとおりは、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び内海町建設農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

香川県告示第七百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年十一月二十四日

香川県知事 真鍋 武紀

指定年月日

平成一六、一〇、二二

香川県知事 真鍋 武紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
-------	-----------------	-------------------------	---------

平成一六、一〇、二二

アイリスケアセン

ターウたづ

綾歌郡宇多津町大字東分一六六一

一

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

株式会社新星運輸

綾歌郡国分寺町新

一

訪問介護

居宅介護支援

福祉用具貸与

一

平成一六、九、一

有限会社新星運輸

綾歌郡国分寺町国

（第九一八七号）

平成一六、八、二六	分五一六五	名二二四〇番地八	福祉用具貸与
JA香川県介護サービスあんしん館 綾歌郡飯山町下法 軍寺六七六番地三		香川県農業協同組 合 高松市寿町一丁目 三番六号	

香川県告示第七百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年十一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、八、三一	有限会社新星運輸 綾歌郡分寺町新 名二二四〇番地八	有限会社新星運輸 綾歌郡分寺町新 名二二四〇番地八	福祉用具貸与
平成一六、八、二五	JA香川県介護サービスあんしん館 綾歌郡飯山町下法 軍寺五四五番地一	香川県農業協同組 合 高松市寿町一丁目 三番六号	福祉用具貸与
平成一六、九、三〇	株式会社大起エンゼルヘルプ香川営業所 木田郡三木町井戸 四五六二番地五	株式会社大起エンゼルヘルプ 東京都荒川区町屋 五丁目一〇番九号	訪問入浴介護

香川県告示第七百七十七号

平成四年香川県告示第八百二十二号（丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市及び東かがわ市における民生委員協議会の区域）の一部を次のように改正し、平成十六年十一月十五日から適用する。

平成十六年十一月二十四日

表観音寺市の項中「並びに天神町二丁目、二丁目及び三丁目」を、「天神町二丁目、二丁目及び三丁目並びに茂木町二丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目」に改める。
香川県告示第七百七十八号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成十六年十一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七七〇五 〇〇四三一	訪問介護センターはつらつ 観音寺市木之郷町六六 一番地一	有限会社和楽 取締役 組橋初子 三豊郡山本町神田三八 〇六番地	平成十六年 十一月十五 日	訪問介護
三七七一五 〇〇八六九	愛在宅ケアセンター 綾歌郡綾歌町富熊四四 〇番地一	有限会社未来 取締役 真鍋后輝 綾歌郡綾歌町富熊四四 〇番地一	"	"
三七七一五 〇〇八七七	愛在宅ケアセンター 綾歌郡綾歌町富熊四四 〇番地一	有限会社未来 取締役 真鍋后輝 綾歌郡綾歌町富熊四四 〇番地一	"	居宅介護 支援
三七七一六 〇〇六四四	介護ステーションあおぞら 仲多度郡多度津町栄町 二丁目四番一〇号	特定非営利活動法人あ おぞら 理事 瀬川明美 仲多度郡多度津町栄町 二丁目四番一〇号	"	訪問介護
三七七〇六 〇〇二二三	株式会社トイカイさぬ き居宅介護支援事業所 さぬき市鴨部六一二五 番地一	株式会社トイカイ 代表取締役 河野猛 高松市鶴市町二〇二五 番地三	平成十六年 十一月十六 日	居宅介護 支援

香川県告示第七百七十九号

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成十六年十一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領（平成元年香川県告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「三億円」の下に、「（工事の特殊性等により特に必要と認められる場合にあっては、一億円）」を加え、「特に」を削る。

附則

この要領は、平成十六年十一月二十四日から施行する。

香川県告示第七百八十号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十六年十一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 住所

高松市寿町一丁目三番六号

二 氏名

香川県農業協同組合 代表理事理事長 遠山建治

三 売りさばき場所

変更前 高松市下田井町三六七 一 高松南部支店

坂出市駒止町一 一一 坂出市支店

善通寺市上吉田町六 一一 善通寺支店

善通寺市原田町三〇五 龍川支店

さぬき市津田町津田一〇〇八 四 津田支店

さぬき市寒川町石田西一五二五 四国大川支店

大川郡大内町中筋五三 二 誉水支店

小豆郡内海町安田甲一四四 一四二 内海町支店

小豆郡内海町苗羽甲一〇七〇 一 苗羽支店

小豆郡内海町福田甲四〇七 三 福田支店

小豆郡土庄町甲二九〇 一 土庄支店

小豆郡池田町大字池田二一〇 一 池田支店

香川郡香川町大字川東上九五五 香川支店

綾歌郡綾上町山田上甲一二八七 一 山田支店

綾歌郡綾南町大字陶四一五三 一 陶支店

綾歌郡綾南町大字滝宮五二九 一 滝宮支店

綾歌郡国分寺町新居五五七 一 国分寺支店

綾歌郡国分寺町新名四四〇 九 国分寺支店中央出張所

綾歌郡綾歌町岡田下五三三 四 岡田支店

綾歌郡綾歌町栗熊東四〇八 一 栗熊支店

綾歌郡飯山町下法軍寺五四五 一 飯南支店

綾歌郡飯山町川原九八三 坂本支店

仲多度郡満濃町大字吉野下一一四 一 協栄支店

仲多度郡琴平町榎井六四五 一 琴平町榎井支店

仲多度郡仲南町大字十郷字買田二四〇 十郷支店

三豊郡高瀬町大字上高瀬二二七 二 高瀬支店

三豊郡豊中町大字本山甲八三八 豊中本山支店

三豊郡豊浜町大字和田浜一四〇五 一 豊浜支店

変更後 高松市下田井町三六七 一 高松南部支店

坂出市駒止町一 一一 坂出市支店

善通寺市上吉田町六 一一 善通寺支店

善通寺市原田町三〇五 龍川支店

さぬき市津田町津田一〇〇八 四 津田支店

さぬき市寒川町石田西一五二五 四国大川支店

東かがわ市中筋四五 一 誉水支店

- 小豆郡内海町安田甲一四四 一四二 内海支店
- 小豆郡内海町苗羽甲一〇七〇 一 苗羽支店
- 小豆郡内海町福田甲四〇七 三 福田支店
- 小豆郡土庄町甲二九〇 一 土庄支店
- 小豆郡池田町大字池田二一〇 一 池田支店
- 香川郡香川町大字川東上九五五 香川支店
- 綾歌郡綾上町山田上甲一二八七 一 山田支店
- 綾歌郡綾南町大字陶四一五三 一 陶支店
- 綾歌郡綾南町大字滝宮五二九 一 滝宮支店
- 綾歌郡国分寺町新居五五七 一 国分寺支店
- 綾歌郡国分寺町新名四四〇 九 国分寺南支店中央出張所
- 綾歌郡綾歌町岡田下五二三 四 岡田支店
- 綾歌郡綾歌町栗熊東四〇八 一 栗熊支店
- 綾歌郡飯山町下法軍寺五四五 一 法勲寺支店
- 綾歌郡飯山町川原九八三 坂本支店
- 仲多度郡満濃町大字吉野下一二四 一 協栄支店
- 仲多度郡琴平町榎井六四五 一 琴平町榎井支店
- 仲多度郡仲南町大字十郷字買田二四〇 十郷支店
- 三豊郡高瀬町大字上高瀬一二七 二 上高瀬支店
- 三豊郡豊中町大字本山甲八三八 豊中本山支店
- 三豊郡豊浜町大字和田浜一四〇五 一 豊浜支店

公 告

香川県公告第五百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年一月十二日まで縦覧に供する。

- 平成十六年十一月二十四日 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 申請のあつた年月日 平成十六年十一月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人スポーツクラブ飯山 多田 俊夫
- 三 綾歌郡飯山町真時三三五番地 一 定款に記載された目的
- この法人は、地域の人々のスポーツ活動の振興を図るとともに地域住民の健康づくりとコミュニケーションづくりに寄与することを目的とする。
- 香川県公告第五百六十号
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。
- 平成十六年十一月二十四日 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 意見の対象となつた届出に係る公告 平成十六年香川県公告第三百六十五号
- 二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 ぐすりのレディ普通寺店・コープ普通寺 普通寺市上吉田町五六七番地一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により普通寺市から聴取した意見の概要 新設する駐車場北側道路は、付近住民の生活道路（農道）に接続しており、交通混雑が予想されるため、安全対策（国道出入口、歩行者）に配慮すること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間 1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十六年十一月二十四日（水曜日）から同年十二月二十四日（金曜日）まで

香川県公告第五百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市西植田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業大石地区）を行うことについて平成十六年十一月四日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年十二月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。

平成十六年十一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十一月五日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十二月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。

平成十六年十一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業石舟東地区	高松市産業部土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業大谷地区	"
"	単独県費補助土地改良事業山池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業こうもり池地区	"
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業由良地区	"

"	単独県費補助土地改良事業松池地区	"
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業山田池地区	"
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業南下所地区	"
"	単独県費補助土地改良事業赤羽根地区	"
"	単独県費補助土地改良事業西吉田地区	"
"	単独県費補助土地改良事業平田池地区	"
"	単独市費補助土地改良事業一ノ坪地区	"

香川県公告第五百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、琴南町土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。

平成十六年十一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の氏名住所 退任年月日
 理事 稲毛 義典 仲多度郡琴南町川東五六六番地 平成一六、一〇、二五

平成十六年十一月二十四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています